

公益財団法人岩手県観光協会財務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県観光協会（以下「協会」という。）の財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 協会の財務及び会計に関しては、法令及び定款に定めるものの他、この規程の定めるところによる。

(会計原則)

第3条 協会の会計は、公益法人会計基準に基づいて経理するものとする。

(年度所属区分)

第4条 協会の会計は、資産、負債及び正味財産の増減及び異動並びに収益及び費用の発生を、その原因たる事実の発生した日により年度所属を区分するものとし、これにより難しい場合は、その原因たる事実を確認した日より年度所属を区分するものとする。

(会計の区分)

第5条 協会の会計は、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計とする。

(勘定科目)

第6条 協会の会計は、貸借対照表に資産勘定、負債勘定及び正味財産勘定を、正味財産増減計算書に収益勘定及び費用勘定を掲げ、各勘定科目は、別に定める財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書のうちの勘定科目に区分して整理するものとする。ただし、理事長は、必要があると認めた場合は、勘定科目を変更することができる。

(整理責任)

第7条 この規程に基づいた財務を担当する者は、善良な管理者の注意を払わなければならない。

第2章 資産

(資産の評価)

第8条 協会の資産の貸借対照表価格は、その取得に要した直接費及び間接費の合計額とする。ただし、交換、受贈等によって取得した資産、その他固定資産以外の資産については、適正な評価額とする。

(減価償却)

第9条 固定資産の減価償却は定額法によるものとする。

2 固定資産の減価償却は、直接法により処理しなければならない。

第3章 予算

(予算の編成等)

第10条 予算は、事業計画に基づき円滑な事業運営が図られるよう編成しなければならない。

2 協会の予算は収支予算とし、必要に応じ次の各号に掲げる事項を注記する。

(1) 借入金限度額

(2) 債務負担額

3 予算の科目及び様式は、別に定めるところによる。

(予算の執行)

第11条 予算の執行は、目的、用途、金額、所属年度、予算科目等その内容を明記した決裁により行うものとする。

(予算の補正)

第12条 予算の成立後に生じた理由に基づき、既定の予算を変更する必要があるときは、補正予算を作成しなければならない。

(予備費)

第13条 予測しがたい支出又は予算超過の支出に充てるため、予備費を計上することができる。

2 予備費を支出する必要があるときは、理事長の承認を得て行い、理事会に報告しなければならない。

(予算の遵守と流用)

第14条 協会の収入及び支出は、予算に基づいて行わなければならない。ただし、予算の執行にあたり、理事長が特に必要と認めるときは、科目相互間において流用することができる。

第4章 経理

(現金の出納及び支払い)

第15条 観光振興部長は、現金を収納したときは、納入者に領収証を交付し、支払いしたときは相手方から領収書を受けとらなければならない。但し、支払いを銀行送金で行い、かつ、その銀行の送金証明がある場合に限り、その証明書をもって領収証に替えることができるものとする。

(現金、有価証券の管理)

第16条 観光振興部長は、現金及び有価証券を理事長の指定する金融機関等に預け入れ、原則として、手許に置かないものとする。

(前金払及び概算払)

第17条 事業遂行上特に必要があるときは、次の各号の一つに該当し、且つ相手方の信用が確実である場合又は確実な保証がある場合に限り、前金払又は概算払をすることができる。

- (1) 前金払又は概算払をすることにより契約等を有利に為し得る場合
- (2) 契約等の性質上又は慣習上、前金払又は概算払が必要である場合

2 前項の規定により前金払をすることができるものは、次の各号に掲げる経費とし、概算払をすることができるものは、第1号から第4号までに掲げる経費とする。

- (1) 官公署に対して支払う経費
- (2) 負担金及び委託費
- (3) 旅費
- (4) 遠隔の地又は交通不便の地域において支払いをする経費
- (5) 定期刊行物の代価
- (6) 土地建物その他の物件の借料
- (7) 運賃及び通信費
- (8) 保険料
- (9) 前各号に掲げるものの他、理事長が必要と認める経費

3 前項第3号及び第4号により概算払を受けた者は、支払目的終了後、速やかに証拠書類を付して精算しなければならない。

(伝票)

第18条 協会の資産、負債及び正味財産の増減及び異動並びに収益及び費用の発生に関する一切の取引については会計伝票を作成し、これにより記帳整理しなければならない。

(合計残高試算表の提出)

第19条 観光振興部長は、毎月末日において、総勘定元帳を締め切り、合計残高試算表を作成し翌月15日までに、理事長に提出しなければならない。

(物品の保管)

第20条 物品は、帳簿に記録して保管しなければならない。

(物品の処分)

第21条 物品は、その耐用年数が経過し、あるいは使用に堪えなくなつたと認めるときは、廃棄することができる。

2 廃棄した物品に係る帳簿原価と減価償却累計額との差額は、損費をもって整理する。

第5章 決算

(決算整理)

第22条 観光振興部長は、事業年度末における決算整理事項として次の各号に掲げる手続

きを行わなければならない。

- (1) 未収金及び未払金の計上
- (2) 固定資産の減価償却額の計上
- (3) 退職給付引当金繰入額の計上

2 前項第3号の繰入額は、公益財団法人岩手県観光協会の職員の退職手当支給規程に基づき算出した当該年度の期末要支給額と繰入済額との差額とする。

(財務諸表の作成及び提出)

第23条 観光振興部長は、毎事業年度末日において、決算整理をし、毎事業年度終了後1箇月以内に次の各号に掲げる財務諸表を作成し、理事長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 附属明細書
- (6) 財産目録

2 理事長は、前項の規定により作成した財務諸表について監事の監査を受け、監査報告書を付して毎事業年度終了後2箇月以内に理事会に提出するものとする。

3 財務諸表の様式は、別に定めるところによる。

第6章 契約

(契約の方法)

第24条 協会における契約は、一般競争入札の方法により当該契約の目的に従い、最高又は最低の価格による入札者と締結するものとする。ただし、次の各号の一つに該当する場合においては、別に定めるところにより、指名競争入札又は随意契約によることができる。

- (1) 災害復旧その他緊急を要する場合で、一般競争入札に付することができないとき
- (2) 契約の性質又は目的が、一般競争入札に付することが適しないと認められるとき
- (3) その他一般競争入札によることが不利と認められるとき

2 前項ただし書の規定により指名競争入札によろうとするときは、原則として3人以上の者を指名し、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴しなければならない。

(予定価格の設定)

第25条 契約を締結しようとするときは、予め予定価格を設定しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により予定価格の設定を要しないと認められるものについては、競争入札に付する場合を除き、予定価格の設定を省略することができる。

(契約書)

第26条 契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な要件を記載した契約書を作成しなければならない。但し、軽易な契約については、契約書の作成を省略し、又はこれに代る書類をもって処理することができる。

(保証金)

第27条 入札に参加する者の見積る入札金額の100分の5以上の入札保証金を、契約する者から契約額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。但し、競争入札に加わろうとする者又は契約を締結する者の信用が確実であり、理事長が特に認めた場合には、前項の規定にかかわらず、入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(部分払)

第28条 工事の請負契約又は物品の購入契約を締結する場合において必要があると認められるときは、その工事の完了又は物品の完納前に工事の完了部分又は物品の納入済の部分に対して、その代価の一部を支払うことができる。この場合において、支払うことができる金額は、工事についてはその既済部分に対する代価の10分の9に相当する金額を、物品の購入についてはその納入済の部分に対する代価を越えることができない。

(補則)

第29条 この規程に定めるものの他、必要な事項及び経理事務の手続等については別に理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

財団法人岩手県観光開発公社財務規程（昭和42年6月8日施行）は、廃止する。

附 則（昭和58年4月1日一部改正）

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月23日一部改正）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月25日一部改正）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月14日一部改正）
この規程は、平成12年4月1日から施行する

附 則（平成13年3月26日一部改正）
この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日一部改正）
この規程は、平成14年3月27日から施行する。

附 則（平成17年3月16日一部改正）
1. この規程は、平成17年4月1日から施行する。
2. 平成16年度に帰属する財務及び会計の処理は、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月28日一部改正）
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。（平成24年3月27日理事会議決）